

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第3区分
 【発行日】令和6年5月30日(2024.5.30)

【公開番号】特開2023-175935(P2023-175935A)
 【公開日】令和5年12月12日(2023.12.12)
 【年通号数】公開公報(特許)2023-233
 【出願番号】特願2023-173605(P2023-173605)
 【国際特許分類】

H 0 4 R 1 / 1 0 (2 0 0 6 . 0 1)

10

【 F I 】

H 0 4 R 1 / 1 0 1 0 4 Z

【手続補正書】

【提出日】令和6年5月22日(2024.5.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

頭部ウェアラブルデバイスであって、前記頭部ウェアラブルデバイスは、
ウーファ音声出口を含むウーファコンポーネントと、
ツイータ音声出口を含むツイータコンポーネントと、
前記ウーファコンポーネントおよび前記ツイータコンポーネントに対する機械的支持を提供するように構成されている支持構造であって、前記ウーファ音声出口は、少なくとも1
/2センチメートルだけ前記ツイータ音声出口から離間されている、支持構造と、
オーディオ信号を受信するように構成されている入力と、
前記ウーファコンポーネントに結合されているウーファ出力と、
前記ツイータコンポーネントに結合されているツイータ出力と、
前記入力に結合されており、かつ、前記ウーファ出力を通して前記ウーファコンポーネン
トに駆動して結合されているオーディオ信号フィルタであって、前記オーディオ信号フィル
タは、第1の利得を20Hzから100Hzまで及ぶ第1の周波数範囲内の少なくとも
第1の周波数帯域に印加するように構成されており、前記オーディオ信号フィルタは、第
2の利得を100Hzから及ぶ第2の周波数範囲内の少なくとも第2の周波数帯域に印加
するようにさらに構成されており、前記第1の利得は、前記第2の利得を実質的に超える
、オーディオ信号フィルタと、

30

前記支持構造に結合されている透過型ディスプレイであって、前記透過型ディスプレイは
、前記頭部ウェアラブルデバイスのユーザの眼に近接して静置するように構成されている
、透過型ディスプレイと、
前記頭部ウェアラブルデバイスの姿勢を決定するように構成されている1つ以上のセンサ
であって、前記オーディオ信号は、前記姿勢に基づいて決定される、1つ以上のセンサと
を備え、

40

前記ツイータコンポーネントと前記ウーファコンポーネントとの間の距離は、調節可能で
あり、

前記ツイータコンポーネントとユーザの外耳道との間の距離は、調節可能である、頭部ウ
ェアラブルデバイス。

【請求項2】

前記頭部ウェアラブルデバイスは、1つ以上の空気不透過性材料を備える1つ以上の空気

50

不透過性部分をさらに備え、

前記1つ以上の空気不透過性部分は、前記ウーファコンポーネントおよび前記ツイータコンポーネントおよび前記支持構造のうちの1つ以上を備える、請求項1に記載の頭部ウェアラブルデバイス。

【請求項3】

前記頭部ウェアラブルデバイスは、前記入力と前記ウーファ出力との間のチャネル遅延をさらに備える、請求項1に記載の頭部ウェアラブルデバイス。

【請求項4】

前記第1の利得は、少なくとも10dBだけ前記第2の利得を超える、請求項1に記載の頭部ウェアラブルデバイス。

10

【請求項5】

前記支持構造は、イヤクリップ搭載構造を備える、請求項1に記載の頭部ウェアラブルデバイス。

【請求項6】

前記支持構造は、頭部跨架搭載構造を備える、請求項1に記載の頭部ウェアラブルデバイス。

【請求項7】

前記オーディオ信号フィルタは、低域通過フィルタを備えるクロスオーバーフィルタを備え、前記クロスオーバーフィルタは、クロスオーバー周波数を有し、

前記第2の周波数範囲は、100Hzから最大前記クロスオーバー周波数まで及び、請求項1に記載の頭部ウェアラブルデバイス。

20

30

40

50